

①事前審査(評定)に必要な書類

事前審査(評定)申請書
土庄町ホームページ、土庄町住民環境課窓口または各地区公民館に申請書を置いてありますので、土庄町住民環境課まで提出ください。 審査(評定)後、結果を連絡します。ただ令和6年7月現在、順番待ちの案件が70件以上ありますので、「交付申請書」の提出時期は、事前審査した翌年度以降に、順番でのご連絡となりますのでご了承ください。

「交付申請書」を提出してくださいと連絡があったら

②老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請に必要な書類

交付申請
1 土庄町老朽危険空き家除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)
2 除却工事实施(変更)計画書(様式第2号)
3 工事見積書の写し 白黒コピー可。
4 建物平面図
5 現場写真
見積を依頼した業者が作成してくれます。
6 建物及び土地の所有者が確認できる書類 建物 法務局で登記簿を取得してください。 土地 法務局で登記簿を取得してください。
7 納税証明書(完納証明書でよい) 申請者が所属する市町村の税務課で、申請者の税金の完納証明書を取得してください。 申請者と建物の所有者が別の場合はそれぞれの完納証明書が必要です。
8 建物所有者(名義人)以外の者による申請の場合 所有者から、手続き全般に係る行為の委任状をもらって提出してください。
9 その他町長が必要と認める書類 提出の必要があれば申請者に連絡します。

事前審査の結果、補助条件を満たしていると連絡がありましたら、上記の「交付申請」の準備をお願いします。ただし実施がいつになるかは予算の都合もあり、現時点ではお答えできませんのでご了承ください。

③老朽危険空き家除却支援事業補助金完了実績報告に必要な書類

完了実績報告	
1	完了実績報告書(様式第5号) 除却工事が完了したら、完了日から30日以内に、町に提出してください。
2	工事請負契約書の写し 白黒コピー可。報告書といっしょに提出してください。
3	請求書又は領収書の写し(除却工事業者が発行したもの) 白黒コピー可。報告書といっしょに提出してください。
4	工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの) 除却工事業者から町に提出してください。
5	建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。) 除却工事業者から町に提出してください。
6	廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し 除却工事業者から町に提出してください。
7	その他町長が必要と認める書類 提出の必要があれば申請者に連絡します。

- ※ 空き家の除却工事が完了しましたら、完了実績報告を行ってください。
それに伴い町から補助金交付確定通知書及び補助金交付請求書をお送りしますので振込口座名等(申請者名義の口座でお願いします)を記入の上、土庄町住民環境課まで提出ください。